

荒木田麗女『笠舎』卷十二・四十六代（孝謙天皇） の翻刻と典拠の考察

雲 岡 梓

本稿は、『日本文芸研究』第七十三卷第一号所収の拙稿「荒木田麗女『笠舎』卷十一の翻刻と典拠の考察」の続編である。『笠舎』は麗女が第一代神武天皇から第十一代安徳天皇までの歴史を仮名で記した長編歴史物語であるが、本稿では卷十二の前半、四十六代（孝謙天皇）部分を翻刻し、典拠を明らかにした。なお、本書の底本の書誌や別本に関しては拙稿「荒木田麗女『笠舎』卷一・卷二の翻刻と典拠の考察」（『日本文芸研究』第七十一卷第一号、二〇一九年十月）を参照されたい。

【凡例】

- 一、底本には清書本の写本である名古屋大学本（請求記号：913.5/2 神宮皇學館文庫）を用いた。
- 一、漢字の旧字体や略字、異体字は、原則として現行の字体に改めた。
- 一、底本の仮名遣はそのまま残した。
- 一、改行は原本の体裁に従わない。
- 一、本文には、適宜句読点を補った。
- 一、本文には、必要に応じて濁点を付した。
- 一、反復記号「、」「〜」は底本のままとしたが、「々」は「々」に改めた。また、反復記号にも必要

に依じて濁点を付した。

一、底本の漢字に付されている振り仮名はそのまま残した。振り仮名の仮名遣は底本のままであるが、適宜濁点を付した。

一、「脱か」などの底本の注記はそのまま残した。

一、明らかに誤字と認められる文字には（ママ）と傍注した。

一、本文中の欠字は字数分の□で示した。

一、会話の部分には「」を施した。

【卷十二翻刻】

四十六代 四十七代

十二

第四十六代の帝孝謙天皇は、御諱阿倍の内親王と申奉り、聖武天皇の皇女にて、御母は光明皇后、淡海公不比等の御女、先帝の御母宮子皇大夫の御妹ぞかし。帝御歳廿一にて、天平十年睦月壬午の日、東に立せ給ひ、感宝元年七月二日、御父帝の禪を受させ給ひ、御位に即せ給ふ。卅二にやおはします。此日、年の名も感宝はとゞ

められて、勝宝の元になさる。仕ふまつる人々、男女加階賜はり、正三位藤原の仲麻呂大納言になりて、従三位石上乙麻呂と紀の麻呂、正四位上多治比の広足三人中納言なり。大伴の兄麻呂、橘の奈良麻呂、藤原の清河三人は参議にて、帝の御乳母達三人六位なりし、皆五位になされき。大嘗会は十一月なり。因幡の国を由機にて、美濃須機とぞ聞へし。二の国の官の人々、皆加階給はす。此月八幡の御神京に遷らせ給ふべき御告有により、参議石川の年足、侍従藤原の魚名、神を迎ふる御使にて、路の程の国々に兵を召れ、御前御後のそなへにあてらる。神の渡らせ給ふ折は、其国に殺生を禁めさせ給ふ。御供の人々は精進にてことにつし、しみ、道をも掃拭ひ、けがらひなくとおきてさせ給へり。都近うおはしましよる程は、五位散位、六衛府の舍人どもして御迎へ仕ふまつらしめ給ふ。十二月丁亥の日京に入せ給ひ、宮の南、梨原の宮に新殿を造られ、神宮にてそこに遷し奉らせ給ふ。此御神の禰宜大神の杜女、東大寺を拝み奉る。行幸有、太上天皇、大后も渡らせ給ひ、百の官、諸

の氏人皆さぶらひて、僧五千人参り、礼仏、読経有。唐土、渤海などの楽、五節の田舞、久米舞をも奏せさせ給ふ。大_レ神に一品、比咩神に二品を奉らせ給ひ、諸兄の大臣して勅の旨神に申さしめ給ふ。禰宜大神の杜女神主、大神の田麻呂によるこび加へさせ給ふ。東大寺には封四千戸をよせさせ給へり。吉備の真備はまだ東宮の御時より大夫、学士などにて仕ふまつりなれにしかば、帝ことに睦まじう思召るべく、此御世には時の人にこそあらめと世にも思ひ聞へ侍りしに、いかなるにか御覚へうすきやうにて、勝宝二年睦月、叙位の頃、筑前の守になされにき。八幡の大神に御封八百戸、位田八十町、比賣神に御封六百戸、位田六十町を奉らせ給へり。九月、中納言石上の乙麻呂失給ふ。昔の左大臣麻呂の子なり。己酉の日、遣唐使の御定有て、大使は藤原の清河、副使は大伴の古麻呂、判官、主典四人なり。十月、八幡の神の教へさせ給ふことゝて、正五位藤原の乙麻呂に従三位を授させ給ひ、大宰の帥にて下させ給ふ。三年の春、大極殿の南の院にて百の官を召れ、豊の明せさせ給ふ。踏歌

には歌頭の女孀二人、外従五位を賜はず。男女叙位例のまゝなり。睦月の末、多紀の内親王とて天武天皇の皇女なりし、隠れ給へりと奏しつ。二月、遣唐使の雑色の人々百十三人、叙位のこと侍り。四月、伊勢の大神宮、畿内諸国の社々々に幣奉らせ給ふるは、唐もの、使の平らかならむ御祈とぞ聞へ侍る。甲戌の日、僧菩提を僧正になされ、良弁を小僧都、道璿、隆尊を律師になさせ給へり。十一月、吉備の真備を唐土の副使にせさせ給ふ。太上天皇日頃なやましうせさせ給へば、御祈さま々にて、大赦も侍り。四年の春も猶怠らせ給はずとて、度者の僧尼も数々々にもものせさせ給へり。三月、去年宣旨下りし唐土使の人々々々まかり申して、御門拝みす。やがて節刀を賜はせ、加階もしな々々に賜はせき。此頃東大寺の大仏に始て金をぬり奉り、四月に開眼とて行幸有。文武の官残りなう仕ふまつり、いかめしき御齋会を設られ、五位より上は礼服、六位より下の品は当色にて、元日の御儀式にははらずよそほしうて、一万の僧を召る。雅楽寮の楽の声に寺々々の物の音響き合、さま々々の舞

庭に出て手を尽しつる程、哀に面白きこと限なく、誠の極樂思ひやりつゝ、人々涙落し侍りとなん。来し方行末ためしも有がたく、尊くめでたきことの限りに侍りけりとぞ。はつかに語るを聞侍りしだにいみじき仏の御光の身に入ばかりに侍るを、まいて其世に生れ合、かやうのけはひにほのかにもふれはひたらむ者は、いみじきかたみなりとも後の世いと頼もしくこそと思ひやられ侍る。此折の行幸は還らせ給ふ程、藤原の大納言仲麻呂の田村の家に入せ給へりとうけ給はり侍る。七月、中務卿正三位三原の王うせ給ひぬ。贈太政大臣舍人親王の御子ぞかし。下総の国には穴太郎アナナガといへる者、一時に男二人女二人産けりとて、公より糧、乳母を賜はせつ。八月、従三位智努の王に文室の真人の姓を賜へり。九月、渤海の使、越後の佐渡の島に著たり。先の御世、佐渡をば越後の国に合させ給ひしに、こたび又佐渡に国の守、目をも置せ給へり。五年正月、伊勢の太神宮の神主外従五位下首名に、外従五位上を給はせ、内人、物忌の男三十五人、女十六人に位を授させ給へり。三月、東

大寺に百の高座を設て、仁王經講ぜさせ給ふ。其日俄にあらましき風吹たちて、こと竟へがたく停められ、四月九日に又講じ果させんと思召れつるに、さきの日のまゝに風さはぎてあはたしげなり。辛未の日、大納言従二位神祇の伯なりし巨勢の奈麻呂ナマロうせ給ふ。昔の小徳大海の孫、中納言大雲比登の子なり。十月、中務卿従三位栗栖の王もなくなり給へり。是は天武天皇の御孫二品長の親王の御子にいましき。六年正月、帝東の院にて人々に大みき賜はずとて、正五位多治比の家主、従五位大伴の麻呂二人を御前に召て、四位のよそひを賜はせ、四位の列に入させ給へりし。やがて二人ながら四位になさせ給ひき。おと、しばかり唐土につかはされし副使大伴の古麻呂帰り参れり。鑑真、法進などいへる唐の僧八人随て来れり。又の副使吉備の真備は去年の十二月、益久島につきて、それよりこなたざまにむかへる波路風あらくて、とかく漂ひける程に、紀伊の国牟漏によりけりと聞へき。古麻呂は唐国にて癸巳の歳、あなたの大室十二年と聞ゆる正月朔日、天子蓬萊宮の含元殿に出給ひ、朝を

受給ふるに、日本の使古麻呂を西畔第二吐蕃の下にさぶらはせ、東畔の第一大食国の上に新羅の使を置たり。古麻呂、「新羅は日の本に貢を奉る国なり。いかで其国の使の下には立ん」といひて、めざましく思ひたるを、將軍呉懷実といふ者此気色を見しりて、すなはち新羅の使を西なる吐蕃の下にあらせ、古麻呂を東の第一大食国の上に立せき。古麻呂還りてしかく／＼と奏しければ、帝御気色よくて「ことにかひく／＼しう」と、古麻呂をいみじうほめさせ給へり。大使清河の乗給ひし第一の船は、荒き波風に逢て行方しれずとあるを、公にも心もとなう思召る。此折も四の船さま／＼なりけるにや、第四の船判官布勢の人主は薩摩に来つきけるよし聞へし。程経て京に参れり。二月、太宰府に勅有て、古へ小野、老大式なりし折、高橋の牛養をつかはして南島に牌を樹ウケテさせつるに、漸朽ぬるよし聞へしかば、今年新にたてさせ給ひ、其牌には船の泊りなる処、水有所、往来の国／＼の道の遠さ近さなどをあきらかにしるして、波風に打よせられつる船どものたづきあるべくとおきてさせ給ふ。

四月、中臣の清麻呂を神祇の大副になさる。大伴の古麻呂は左大弁なり。吉備の真備は大宰の大式にて、小野、田守小式とぞ聞ゆ。又、唐土に使せし人／＼賞行はせ給ふとても、古麻呂と真備は正四位下になされ、判官大伴の御笠、巨万の大山を従五位、其余二百二十二人、ほど／＼によるこび加へさせ給へり。をくれて参りし判官人主にも五位の加階給はせき。皇大夫人と申し太上天皇の御母后、御心ち例ならずものせさせ給ふとて、公にも御祈何やかやと思しおきてさせ給ひけるに、七月隠れさせ給へり。諸兄の大臣をはじめ皆仰ごとにて御葬の程もさるべき司／＼召れて仕ふまつれり。薬師寺の僧行信と八幡の神に仕ふまつれる大神の多麻呂と二人心をかはして、怪しきわざをしつ、人をまどはすよし聞へしかば、先の御世ことに禁めさせ給ひしことにて、公にも聞過させ給はず、罪あるべく思召れ、中納言多治比の広足を薬師寺に遣はされ、仰ごとを宣しめ給ひ、流させ給ふなりとて、行信をば下野の薬師寺につかはし給ひ、杜女を日向の国、多麻呂を多櫛島に流させ給ひき。七年の陸月は

世の中諒闇とて、朝拜も停させ給ふ。三月、八幡の神の御告有て、公より奉らせ給ひし御封千四百戸、田百三十町、朝廷に返し奉るなりとの給はせけるにより、帝も神の御ことにしたがはせ給ひ、とゞめさせ給へり。唯常の神田ミコノとて待るのみ、神は留めて領せさせ給ふべく、神はの給はせしとや。十月、太上天皇なやませ給ふとて、大赦行はせ給ひ、所々〜の陵、太政大臣の墓にも幣使を立てさせ給ひ、おどろ〜しきまで御祈せさせ給ふ。殺生をも禁めさせ給ひ、世にたづきなき民どもに物給はせなご、いたらぬ隈なう思しおきてさせ給へり。八年と申二月、正一位左大臣橘の諸兄、病などにことつけて、仕へを返し奉らむことを奏し給ふにより、丙戌の日許させ給ひき。致仕の大臣などいふべく心安くて引こもり給ふめり。この月難波より河内の国に行幸あり。弥生には太上天皇も堀江に御幸せさせ給へり。御心地もすこしひまにおはしましにやと見へさせ給ひしに、卯月には又あつしうせさせ給へば、公には八幡の宮、伊勢の神垣などに幣奉らせ給ひ、寺々にても御祈有けるに、五月にははかな

き御こと、聞へ侍り。内裏には三の関固る使をもつかはされ、御葬に仕ふまつる司、陵の山作司などをも召れき。又、太上天皇のの給ひ置せ給へる御こと、て、昔の新田部の親王の御子、中務卿道祖王と聞ゆるを、乙卯の日、俄に皇太子に立奉らせ給へり。百官皆墨染にて諒闇のけはひ物哀に、世の中かひしめりたり。此折いかなることにか、出雲寺大伴の古慈斐と内堅淡海の三船と二人、公を誇り奉り、仕ふる道にそむけりとて、左右の衛士府に禁め置せ給ふ。太上天皇の初七日は七大寺にて御誦経有、二七日も同じことなり。壬申の日、御葬の儀式、仏の御前のしつらひをうつされ、師子の座の香、天子の御座、金輪の幢、宝幢、華幔、蓋徽などまうけて、路の程、笛の声は行道の曲を奏せり。御飾をおろさせ給ひし御ことなれば、すべて仏になづらへ奉らせ給ふる御おきてにて、御諡も奉らせ給はずとぞ。三七日は左京右京の寺々にて御誦経侍り。左衛士の督坂上の犬養、右兵衛の率鴨の虫麻呂は年頃太上天皇むつまじう召つかはせ給ひし御余波も忘れがたく、此折も悲しみに堪はず、二

人ながら陵に仕ふまつらむことを公にうれへ申つ。帝も愚かならぬ心ざしをいみじう哀がらせ給ひ、すなはちゆるさせ給ひ、二人ながら位を増せ給へり。又これにしたがへりし授刀舎人二十人も、皆加階給はせき。僧の法業も御なやみの程つとさぶらひて見奉りあつかひけるが、「今は世の望み絶て陵に仕ふまつり、大乘を転読し奉り、くらし路の光をも添奉りにしがな」とて御いとま聞へけるにより、「是にはよろこび加へさせ給はんやうなし」とて、其聖の生れし郡にながく役をゆるさせ給ふ。此外唐土のも爰のも僧達あまたまめやかに仕ふまつりし有。皆それ々に御返り見有。大僧都、小僧都、律師などになさるゝもあり。其大徳は和上鑑真、小僧都良弁、華嚴の講師慈訓、安寛、唐土の僧法進、法華寺の慶俊なり。太上天皇の御方なる残り物、米塩の類をば唐土の和上鑑真と法栄と二人に賜はせたり。御七日ごとに御誦経せさせ給ひ、御四十九日には僧達数々にて齋を設させ給ふ。来ん年の御はての御わざは、東大寺にてせさせ給ふべく思召れ、大仏の御殿の廊をば六の道の国々に仰せ

て造らしめ給ひ、「其折までにかならずことなりぬべく」と急がせ給へり。さきに衛士府に禁め置せ給ひし古慈斐、三船もかかる御思ひの折とて、いみじき御かうじもなく、やがてゆるさせ給ひき。十月、藤原の仲麻呂の大納言、東大寺に米千斛、菜などを奉り給へり。此大納言は帝ことに御覚へ有て、いと時の人にいましき。十二月、鳴神おどろくしう轟きて六日までやまざりければ、東大寺に僧百人して仁王経転せしめ給へり。公にははやう京の中に有孤子を尋ね取せ給ひきぬ。糧を給はせ、人して養はせ給ひけるに、やうくおとなしうなれり。男九人女一人なり。今年葛木の連の姓を賜はせ、紫微のつかさ少忠葛木の戸主に付させ給ひ、此人を親のやうにおもむけさせ給へり。紫微中台の官は此御世のはじめ定めさせ給ひ、仲麻呂の大納言、紫微令を兼給ふ。大少の弼、大少の忠疏など次第に侍り。己亥の日、山陰、山陽、南海、筑紫などの中国廿六に、灌頂の幡一具、道場の幡四十九、緋の綱二条づゝ、国ごとにつかはさせ給ひ、来ん年御はての御齋会のさうぞくに充させ給ひ、こ

とおはらば国分の金光明寺に収めて、永く寺の物とすべく仰ごと下れり。太上天皇の御輿の丁、皆しなぐに位給はず。己酉の日、皇太子と右大弁を東大寺につかはさせ給ひ、右大臣豊成、出雲守山背の王は大安寺、大納言仲麻呂、中の衛の少将佐伯の毛人は外島坊、中納言紀の麻路、少納言石川の年足、彈正の尹池田の王は元興寺、讃岐の守安宿の王、左大弁大伴の古麻呂山階寺に、おのゝ御使にて参り、梵網經講ぜしめ給ふ。導師六十二人なり。次の春は諒闇とて廢朝なり。正月、前の左大臣橘の諸兄身まかり給へり。公より石川の豊人、紀の餘麻呂を御使にて葬のことおきてさせ給ひき。此大臣は敏達天皇の御流にて、贈従二位栗隈の王の孫美努の王の子なり。先帝の御代ことに時めき給ひぞかし。石津の王は藤原の姓賜はり大納言になり給ふ。従二位麻呂の子とぞ聞へし。弥生戊辰の日、内裏には夜の御殿の承塵に天下大平といふ四字おのづからあらはれたり。帝いとめづらかなりと思召れ、一日有て親王達、群臣召れての給はするに、各めでたきしるしなるよし奏し給ふ。皇太子は御心

色めかしうおはしまして、太上天皇の御思ひの程も慎ませ給ふこともなく、たはらしき御ふるまひのみせさせ給ふを、帝も折にふれてうしろめたく思召れ、いさめ奉らせ給へど、さらに仰ごとにもしたがせ給はぬやうなりしかば、帝も御心やましう、世の中いかゝあらむと思召れて、群臣達召れて太上天皇の御遺言の旨をもの給はせ、「いかにせまし」と仰らるゝに、人々「ともかくも勅にしたがひ奉らむ」と奏しつ。やがて其日、太子をばもとのまゝの王になし奉らせ給ひ、家に帰し奉らせ給ふ。四月に又大臣以下の人々を召れ、「儲の君には何れの王をかなし奉るべき」と仰ごと有つるに、右大臣豊成、中務卿永手は「前の太子の御兄、塩焼の王を立奉らせ給ふべく」と奏す。撰津の大夫文屋の珍努、左大弁大伴の古麻呂は「池田の王しかるべし」と申。大納言藤原の仲麻呂は、「臣をしるは君にはしかず、子をしるは父にはしかず。唯帝の御心にまかせ奉る」と申。各思ひくゝなりしかば、帝仰ごとに、「舍人、新田部の二人は親王達の中にむねとおはせし人なりしにより、新田部の子を

すへ奉れども、女の方に乱れてまめやかならず。今は舎人の親王の子の中にて扱ふべしとなん思ふ。されどおのゝ疵有て覚ゆる。唯大炊の王、年わかきものし給へど、させる難有とも聞へぬ物から、此王を立んとなん思ふはいかゞ有べき」と、はせ給ふ。大臣より末、皆仰ごとに従ふべきよし申き。仲麻呂の大納言は此御定めより先に大炊の王を田村の家に迎へてすへ奉りしかば、此日すなはち内舍人藤原の薩雄、中の衛廿人を遣して大炊の王を内裏に迎へ奉れり。王は其日に東宮に立せ給ふ。帝御対面せさせ給ひ、こまやかに聞へさせ給ひ、「有つる文字のしるしもかゝること有べく天よりしめさせ給へるならむ」とて、いみじうよるこばせ給ひ、世中罪有者赦させ給ふべく定めさせ給ひ、百の官、宮仕の労ある男女、僧尼などまでほど／＼に物賜はせ、位をもまさせ給へり。五月は太上天皇の御はてとて、東大寺に御齋会を設らる。僧達千五百人余とぞ聞へし。此頃大宮修理せさせ給ふとて、田村の宮に移らせ給ふ。従二位藤原の仲麻呂大納言なりしを、紫微内相といふ官になされ、従三位

藤原の永手中納言になり給ふ。帝日頃周礼を御らんじける、さやうのことによらせ給ふるには侍らざりけむ、あらたに紫微内相一人を定めさせ給ひ、内外の諸の兵のことを掌らしめ、位、禄などは大臣になづらふべく思しておきてたり。又、豊成の大臣従二位なりしも正二位し給ひ、人々皆叙位侍りき。六月、石川の年足神祇の伯にて、橘の奈良麻呂左大弁なり。伊勢の幣使は今より後中臣の人仕ふまつるべく定めさせ給ふ。こと氏の人の仕ふまつるをばとゞめさせ給へり。大伴の古麻呂は左大弁なりし、陸奥の鎮守將軍をも兼たりける、又按察使にも侍るとや。陸奥守としては佐伯の全成居ける、これは副將軍を兼たり。大伴の家持は兵部卿になさる。藤原の繩麻呂少輔なり。いにし勝宝七年、太上天皇御惱みの頃、諸兄の大臣の祇承なる佐味の宮守、大臣世をはかる心ものし給ふよし申を、太政天皇聞召つれど、御心おいらかにおはしませば、御耳もとゞめさせ給はず。大臣は心のおに、うしろめたくや思しけん。やがて仕をやめてこもり居給ひき。公にもいぶかしく思召れて、越前の守佐伯の

美濃麻呂を召てとはせ給ふに、「さらにしりさぶらはず。陸奥の守全成こそしりさぶらはめ」と奏す。「全成を召させ給はん」とあるに、大后あながちに聞召、「さてもありなん」とどめ申させ給ふにより、音なくてやませ給へり。其後山背の王申給ふは、「橘の奈良麻呂兵をおこして田村の宮を囲んと謀るよしなり。大伴の古麻呂も此ことをしりつ」と聞ゆ。帝も聞召驚かせ給ひ、大臣より末の人々に仰ごと有て大后をも迎奉らせ給ふ。后は此あしき心有□ゆる人々皆うとからず思召れて、ことにいたはらせ給ふ御心深く、又大伴佐伯は古へより兵をしたがへ、公の御衛として仕ふまつれり。今さらに何のうらみにうしろめたき心はものするならむと物うく思召れて、大臣にもこまやかに仰ごとあり。七月戊申の日、夕つけて中の衛の舍人斐太都、内相仲麻呂の許に来て「人々しかかゝなん、かまへて東宮と内相をうしなひ奉らむとはかりて、小野、東人何某をも語らひ侍るにより、したがふやふにてことのあらましをもとひ聞侍りしかば、黄文の王、安宿の王、橘の奈良麻呂、大伴の古麻

呂をむねとして、こゝらのひとしたがひ、計さだまりて、弓射兵四百ばかりして田村の宮を囲み奉らんともし。又、古麻呂任に陸奥におもむくにことよせて、美濃の関をふさがんとも申侍りき」と告たり。右大弁堺麻呂も「いにし六月、答本忠節が詣たりしに、此ことをたしかに聞たり」とて、みそかに「仲麻呂の大納言をはかる人侍り」と聞へつ。大臣、「大納言年わかくて物のさとりになきまゝに、人にも心をはかるゝならむ。よりいさめてあやまちなきさまにとなん思ふ」とおいらかなり。内相仲麻呂はいつしか帝にも奏して、宮の内外の御門々々をかたく衛らせ、高麗の福信に兵をそへてつかはし、小野、東人、答本忠節を捕させて、左衛士府に禁め置、兵を遣し、道祖の王の右京の宅を囲ませつ。又の日右大臣中納言など八人ばかり、仰ごとにより左衛士府に行て捕人召出で、このありさま尋ねらる。其日の暮る程に、内相仲麻呂御前にさぶらひて、塩焼の王、安宿の王、黄文の王、橘の奈良麻呂、大伴の古麻呂五人を召て大后の御気色を伝へ、「人々よこしまなる心がまへす

るなりと告る者有といへども、おのゝ睦まじう捨がたく思召るゝにより、こたびの罪を免させ給ふなり。此後ゆめうしろめたき心なくまめやかに仕ふまつるべし」といひ聞せたり。五人ながら南の御門の外に出て、いといたうかしこまり申てまかでぬ。次の日、中納言永手に仰ごと有て、又東人に此こととはしめ給ふに、かつゝ聞へ出つるは斐太都が申しにたがふ事なし。去し水無月此ことを聞へあはずとて、三度ばかり人々集れり。始は奈良麻呂が家、次は凶書の藏のほとりの庭、後は太政官の庭なりしとて、人々はさきの五人に多治比の牛養、多治比の比礼麻呂、多治比の鷹主、大伴の池主、大伴の兄人、其外もはべるよしにて、各庭にて天地四方を拝み、誓ごとを立、七月二日しのゝめの程に内相の家を囲みて打亡し、すなはち大殿をも囲みて太子をおろし奉り、次に太后を傾け奉り、鈴璽を取、右大臣に令を下さしめ、其後帝をも御位を去せ奉り、「四人の王の中何れにまれ日嗣にそなへ奉らむ」といひかはしつるよしなりければ、さきにゆるされし人々又召れて、かたゝ

に禁め置つゝ、一人々に尋ねとはる。まづ安宿の王に問に、こたふるやう、「六月廿九日の黄昏、奈良麻呂が聞ゆべきこと有といふなりとて、黄文の王いざなふにより、何心なく行てしかば、太政官の院の内に廿人ばかり人集居たり。中に一人立て迎るを見れば奈良麻呂なり。又、素服の人一人あり。顔を見れば東人なり。なみ居つる者はくらき程にさやかならず。皆天地を拝すべしといふを、何ごと、もしらねばかたへの人にとふに、あらはにも聞へず。唯とのみいひにしかば、おしふるまゝ、にもして、口おしう欺むかれぬることの悔しう」と聞ゆ。黄文の王、奈良麻呂など、次第に尋ぬるに、各まほにはいはねど、おもむきは同じやうなれば、うたがふ方なく帝も思召れき。奈良麻呂は「内相政仕ふまつるにひがごと多く、こゝらの人の歎きなるにより、此人一人をはぶきてあまたの人の望みを叶んと思へるのみなり。ゆめ公にそむき奉る心なし」と申。勅使奈良麻呂にきて、「内相政あしきとはいかなることにか」と問ふ。こたへて東大寺造る事を申。勅使、「此寺造ることは汝が父はじめ

置しなり。なでうごと人のあしきとはせん」といふに、奈良麻呂いらへんやうなくて居たり。又、佐伯の古比奈にとはるゝに、「是は賀茂の角足が高麗の福信、奈遣の王、坂上の荊田麻呂、巨勢の苗麻呂、牡鹿の嶋足などを額田部の家につどへて酒飲せ遊びせんとするは、此人くくを何となく留め置て、兵のおこる折、内裏に參らせじとかまへつるなり」と申。か、ればいとゞいちしるくて禁め置れし人くく皆獄に下させ給ひ、諸衛の人くくを分て所くくに遣し、同じ心なるともがらあまた召とらせ給へり。百済の王敬福、大宰の帥船の王など五人ばかり、諸衛の人くく引て獄をまぼらしめ、猶さびしう尋ねとはるゝに、黄文の王、道祖の王、大伴の古麻呂、多治比の犢養、小野、東人、賀茂の角足、此六人は杖下でうせにき。安宿の王、同じく妻子は佐渡の島に流させ給へり。脱文□□□□信濃の守佐伯の大成、土佐の守大伴の古慈斐は、各任せられつる国に流さる。あるは獄に死るもあり。其外法によりて流しつかはす多し。遠江の守多治比の国人も召れけるが、是も伊豆の島に流されき。

陸奥守佐伯の全成をも賊のたぐひに思召れてたづねとはせ給ふるに、全成「いぬる天平十七年、難波に先帝行幸おはしましつる折、奈良麻呂はつかに打かすむること侍りし。其時多治比の犢養、小野、東人、黄文の王を立て君とせんと申き。大伴佐伯の家族多くしたがへり。我をも誘ふやうにはべりしかど、うけ引侍らざりしかば、奈良麻呂、唯天が下の愁なるをしりて、思ふ所をいふのみなり。又人になまねびそと口かためてやみ侍り。其後大嘗会の歳、奈良麻呂さきのまゝに申侍りしに、猶いなび侍りつれば、奈良麻呂、『我と汝とは同じ心なる友なるにより、何事も隠しあへぬなり』とて、又床の山といましめ侍りき。去年の四月京に上りし時、奈良麻呂、『大伴の古磨にまみへしや』と問ふ。我こたへて、『また逢はず』といへば、『さらばもろともに行て相見ん』とて、弁官の曹司に誘ひつ。さて三人物語してとばかり有に、奈良麻呂さきくのことを聞ゆ。古麻呂、『右大臣、大納言はいみじいきほひ有て、たはやすくはかりがたし。汝君を立てるとも、天が下よに従ひ聞へ』と申。我

も又『すじなき事なり。心ざしとげつとも、天地の神えもうけひかせ給はじ。身の後までもよからぬ名をとゞめん。あいなき事なり』と聞へ置て出侍り。二人は猶其曹司にとゞまり侍りし。後のことはしりさぶらはず」といひて、すなはちみづから経てうせき。山背の王は安宿の王の兄弟にて、皆長屋の王の御子ぞかし。されど此度の乱れにも人先公につげ給へしかば、帝もうしろ安く御らんじて従三位になさる。巨勢の堺麻呂をはじめ、みそかなること告申つる人々、ほどほどに賞行はせ給ふ。又、国民の中にも賊に心かはしつる者やあるとさぐり求めさせ給ひ、隠し置をばいみじき罪に行はせ給ふべく宣旨下れり。七月乙卯の日、中納言永手、左衛士の督坂上の犬養を御使にて右大臣豊成の家につかはし、「子なる乙麻呂、賊どもに心をかよはしつるなり」とて、禁めて参らすべく仰らししかば、大臣すなはち乙麻呂を勅使に付給ふ。紫微少弼なりし巨勢の堺麻呂は左大弁に成て、紀の飯麻呂右大弁なり。上道の斐太都、中の衛の少将になれり。藤原の朝胤は陸奥守、忌部の島麻呂は信濃

の守にや。勅使のゐて参りし藤原の乙麻呂は日向の員外の掾にて下させ給へり。公には大臣をさへうしろめたく御心置せ給ふなるは、内相を大臣のきらひ給ふなりと思召によりてとぞ。やがて右大臣取せ給ひ、大宰の員外の帥になさせ給ふといふ宣旨下りぬ。大臣いと浅ましうあぢきなく思す。世の人も心苦しきことに下に歎くめり。されど内相のいきほひに懼聞へて、打かたぶく人もなし。塩焼の王は此度の人々の中にまじり給へど、誓の庭に参り給はず。又、新田部の親王の御子なるにより、公にもことにいたはらせ給ひ、罪なくて居給ふ。中納言多治比の広足は家族どもの賊に加りつるをしらずがほにて、せいし聞ゆることなかりしを怠りにて、中納言を取せ給ひ、散位になして宮仕とゞめさせ給ふ。己丑の日、駿河の国の蚕の産て文字をなしつるを奉れり。其文字は「五月八日帝釈の標を開き下して、天皇の命百年なるを知しむ」とありくとすへたり。帝も浅ましうめづらかなりと思召れて、群臣召つどへ見せさせ給ふ。人々此春のなげしに有つる文字だに有を、又か、ることを見る

に、いかゞはよのつねには思はん。五月八日は太上天皇の御はてにまうけさせ給ひし御齋会の終りの日なりしと思ふさへいと頼もしく、皆涙もとゞめがたく、めでたきことにぞ聞へあへり。古へ宮仕人ども功を立し賞とて賜はりつる封は、年の限も定められしかど、年月隔たりてはたしかならず、いとみだりがはしきやうなるを、今年十二月壬子の日、太政官こと行ひて、其功の大上中下、四の品を分ち、昔の令を考へてことさらに定まれり。淨見原の天皇の御世、壬申の年の功をむねとせらる。あるは唐土に使用して賊の州にたゞよひうせぬる人、あるは律令を定められし折筆執しもあり。今年文月の乱れを公に告申し斐太都も此かぞへに入ぬ。其賜はれる功田大切なるは、世々絶ずしるべし。上功とて賜はりつるは、三世に伝ふべし。中功は二世、下の品は其子に伝ふのみなりき。誠、有つる蚕の文字のしるしにより、八月より年の号も勝宝は改まり、宝字のはじめになり侍り。又の年の二月、大和の神山に生たりし藤の根に虫有て喰ける跡、文字の形なり。あやしき物なりとて大和の国大伴の稻

公、おほやけに奏しつ。其文字十六あり、王大ニ則リ弁セ天下ノ人ヲ此内任シテ大平ノ臣ヲ守ラシメん 昊命ヲとさだかに見ゆるを、帝すなはち博士に下させ給ひ、是がこゝろをことはらしめ給ふ。皆「いとめでたきことに侍り。君よく人を見そなはせ、群臣忠なる心を尽して共に天下を守り、天亦恵みを下して、長く平らかなる御代のしるしにこそ侍らめ」と奏す。帝もいみじと思召れて大和の国には今年の御調ゆるさせ給へり。「五月は先帝の御忌月なれば、よろこびをなさんによしなし」と仰られて、今より五日の節は停むべくと思しの給はせたり。帝世をしらせ給ふこと十年、四十に一やあまらせ給へる、宝字二年と申八月下させ給ひ、太上天皇と申奉り、御ぐしもおろさせ給ひ、奈良の西の京におはします。今年ぞ唐土の僧鑑真は奈良にて終を取給ひ、其程のけはひいと尊く、香ばしき香山谷に満けりとなんうけ給はり侍りし。されど此終り給ひしことは宝字七年など申人も侍るは、何れかまことにや、いとしりがたくなん。

【『笠舎』巻十二（四十六代）典拠一覽】

以下、『笠舎』巻十二の前半部分「四十六代（孝謙天皇）」の主要記事と典拠を、作中の配列順に従って一覽にする。

主要記事（巻十二・四十六代）	典拠
孝謙天皇の系譜	続日本紀
聖武天皇の讓位により即位・勝宝に改元	続日本紀
藤原仲麻呂らに任官・天皇の乳母に叙位	続日本紀
大嘗会にて因幡・美濃が供奉・国司を叙位	続日本紀
八幡神入京・八幡神の禰宜尼、東大寺を拝す	続日本紀
東大寺行幸・八幡神に神階奉獻・東大寺に封戸	続日本紀
吉備真備を左遷	続日本紀
八幡神に封戸	続日本紀
石上乙麻呂没	続日本紀

遣唐使任命・藤原清河を大使、大伴古麻呂を副使に任じる	続日本紀
八幡神の託宣で藤原乙麻呂を大宰帥に任命	続日本紀
三年春、大極殿で宴・踏歌、叙位を行う	続日本紀
多紀内親王没	続日本紀
遣唐使雑色人に叙位	続日本紀
遣唐使のために伊勢神宮、諸社に奉幣	続日本紀
僧正、少僧都、律師を任命	続日本紀
吉備真備を入唐副使に任命	続日本紀
聖武太上天皇の病により折・大赦を行い、僧尼得度する	続日本紀
遣唐使に節刀を賜い、叙位を行う	続日本紀
大仏開眼法要のため東大寺行幸	続日本紀
天皇、藤原仲麻呂の田村の邸宅に還御	続日本紀
三原王没	続日本紀
四つ子を産んだ女に糧、乳母を賜う	続日本紀
智努王に文室真人賜姓	続日本紀
渤海使佐渡に着く・佐渡国復置	続日本紀

五年正月、伊勢神宮神主らに叙位 東大寺にて仁王経講説	統日本紀 統日本紀	大伴古慈斐と淡海三船、公を誇り禁固 誦経、葬儀を行う	統日本紀 統日本紀
巨勢奈弓麻呂没・栗栖王没 六年正月、東院の宴にて叙位を行う	統日本紀 統日本紀	坂上犬養、鴨虫麻呂、法榮、太上天皇の山 陵に仕えることを望み許される	統日本紀 統日本紀
大伴古麻呂帰国・鑑真来日 吉備真備の船、益久島を経て紀伊に着く	統日本紀 統日本紀	太上天皇を看病した僧らに褒賞 誦経・齋会を行う	統日本紀 統日本紀
大伴古麻呂帰国報告 入唐第一船消息不明・第四船薩摩来着	統日本紀 統日本紀	翌年の国忌のため東大寺大仏殿の廊を造営 古慈斐、三船を許す	統日本紀 統日本紀
南島の牌を修復させる 中臣清麻呂、大伴古麻呂らに任官	統日本紀 統日本紀	藤原仲麻呂、東大寺に米と菜を献上 雷が六日続く・東大寺で仁王経転読	統日本紀 統日本紀
藤原官子没・葬儀を行う 行信、大神多麻呂ら遠流	統日本紀 統日本紀	京中の孤児を養い、葛木連の姓を与える 紫微中台の官の始まり	統日本紀 統日本紀
七年正月、諒闇のため廢朝 八幡大神、託宣して封戸を返上	統日本紀 統日本紀	太上天皇一周忌のため灌頂幡等を頒布 太上天皇の輿丁らに叙位	統日本紀 統日本紀
聖武太上天皇の病により大赦・陵等に祈請 左大臣橘諸兄致仕・難波、河内行幸	統日本紀 統日本紀	東大寺、大安寺等で梵網経を講じる 正月、諒闇のため廢朝・橘諸兄没。	統日本紀 統日本紀
聖武太上天皇堀江行幸後に崩御・三閔封鎖 遺詔により道祖王立太子	統日本紀 統日本紀	内裏の御殿承塵に天下太平の四字が生じる 皇太子道祖王を廢す	統日本紀 統日本紀

群臣に諮問し、大炊王を皇太子に立てる	続日本紀
大赦、叙位、賜物を行う	続日本紀
聖武太上天皇一周忌に東大寺にて齋会	続日本紀
藤原仲麻呂を紫微内相、藤原永手を中納言に任じる	続日本紀
藤原豊成らに叙位	続日本紀
橘奈良麻呂らに任官	続日本紀
伊勢弊使を中臣氏に限定	続日本紀
勝宝七年に佐味宮守が橘諸兄を密告したことの経緯	続日本紀
山背王、奈良麻呂の反乱を密告	続日本紀
上道斐太都、仲麻呂らの反乱を密告	続日本紀
小野東人、答本忠節を捕らえ道祖王宅を囲む	続日本紀
東人らを勘問・塩焼王ら五人を召して戒める	続日本紀
東人、安宿王、奈良麻呂、古比奈らを勘問事件の関与者を捕らえる・黄文王ら拷問死	続日本紀

安宿王ら配流	続日本紀
佐伯全成を勘問・全成自害	続日本紀
密告者に叙位・他の反逆人の探索	続日本紀
藤原豊成に子の引き渡しを命じる	続日本紀
巨勢堺麻呂らに任官	続日本紀
藤原豊成を大宰員外に左遷	続日本紀
塩焼王、多治比広足の処分	続日本紀
蚕の瑞字が献上される	続日本紀
巧田の等第を議定	続日本紀
天平宝字に改元	続日本紀
大和神山の藤の根に瑞字生じる	続日本紀
先帝の忌月により端午の節会を停む	続日本紀
孝謙天皇讓位	続日本紀
太上天皇出家し、奈良の西の京に住む	神皇正統記
鑑真没、香が山谷に満ちる	元亨釈書／
	本朝高僧伝

表に示した通り、『笠舎』卷十二「四十六代（孝謙天皇）」部分の記事は主として『続日本紀』に依拠している。『続日本紀』の記事の時系列、表記を踏襲しつつ、内容を簡略化・和文化して本文を記述しているといえる。ただし次に挙げる通り、第四十六代の項目の末尾には、『続日本紀』には記載がなく、他の書籍に基づく記述が見られる。

帝世をしらせ給ふこと十年、四十に一やあまらせ給へる、宝字二年と申八月下させ給ひ、太上天皇と申奉り、御ぐしもおろさせ給ひ、奈良の西の京におはします。

傍線部のように『笠舎』は、天平宝治二年に孝謙天皇が讓位し、その後出家して奈良の西の京に住んだと記すが、『続日本紀』には該当する記事がない。この箇所は『神皇正統記』中、第四十六代孝謙天皇条⁽¹⁾の、
位ヲユヅリテ太上天皇ト申ス。出家セサセ給テ、平城宮ノ西宮ニナムマシ〜ケル。
という記述に基づくと考えられる。

また、この出家の記事に続き『笠舎』では、

今年ぞ唐土の僧鑑真は奈良にて終を取給ひ、其程の
けはひいと尊く、香ばしき香山谷に満けりとなんう
け給はり侍りし。されど此終り給ひしことは宝字七
年など申人も侍るは、何れかまことにや、いとしり
がたくなん。

と、傍線部のように孝謙天皇が讓位した天平宝字二年に鑑真が没したと記した上で、波線部で鑑真の没年を宝字七年とする説もあると述べている。しかし、鑑真の没年は天平宝治七年とするのが一般的であり、天平宝治二年とするものは管見の限り見当たらなかった。以下、麗女が『笠舎』執筆に際して参照した可能性がある資料の該当箇所を引用する⁽²⁾。

五月戊申、大和上監真物化。（略）和上預記終日、至期端坐、怡然遷化。時年七十有七。

（五月戊申、大和上監真物化す。（略）和上預め終る日を記し、期に至りて端坐して、怡然として遷化す。時に年七十有七）

〔続日本紀〕卷二十四、淳仁天皇天平宝字七年)

七年五月六日戊申。大和上鑑真。年七十二遷化。

(七年五月六日戊申、大和上鑑真、年七十二にて遷化する)

〔扶桑略記〕淳仁天皇)

天平宝字二年。賜号大和尚。七年五月六日。結跏趺

坐。向西而化。寿七十七。(略)葬歛之時香氣満山谷。

(天平宝字二年に大和尚の号を賜る。七年五月六日に結跏趺坐し、西に向ひて化する。寿七十七。葬歛の時香氣満山谷に満つ)

〔元亨釈書〕卷一、傳智一)

七年春忍基夢講堂棟折。以為遷化之相。無何真告衆

曰。仲夏六日化縁尽。矣至期面西跏趺而逝。(略)

香氣満山谷。黑白走喪。報齡七十有七。坐臘五十有

五。

(七年の春忍基講堂の棟折ると夢む。以為らく遷化の相

なりと。何くも無く真、衆に告げて曰く、仲夏六日に化

縁尽きんと。期に至り西に面ひ跏趺して逝けり。(略)香

氣山谷に満ち、黑白喪に走る。報齡七十有七、坐臘五十

有五)

(『本朝高僧伝』卷二、唐大明寺沙門鑑真伝)

これらと同様、鑑真の伝記『唐大和上東征伝』にもそ

の没年は天平宝字七年と記される。なお、『神皇正統記』

と『水鏡』には鑑真の没年についての記述はない⁽³⁾。

そして二重傍線で示したように、『笠舎』に「香ばし

き香山谷に満けりとなんうけ給はり侍りし」との一文が

あることから、この箇所は『元亨釈書』もしくは『本朝

高僧伝』を参照して書かれたと考えられる⁽⁴⁾。すると、

鑑真の没年を天平宝治二年とするのは、『元亨釈書』の

「天平宝字二年。賜号大和尚。七年五月六日。結跏趺坐。

向西而化。寿七十七」という記事を天平宝字二年に遷化

したと誤読した可能性が考えられるが、不明である。

まとめると、『笠舎』巻十二「第四十六代（孝謙天皇）」部分は『続日本紀』の記事を骨子として、そこに『神皇正統記』や『元亨釈書』もしくは『本朝高僧伝』によって肉付けをして成り立っているとと言える。

注(1) 『神皇正統記』の引用は『日本古典文学大系87』（岩波書店）に拠った。

(2) 『続日本紀』は『新日本古典文学大系14』（岩波書店）に、『扶桑略記』は『新訂増補国史大系12』（吉川弘文館）に、『元亨釈書』は『新訂増補国史大系31』（吉川弘文館）に、『本朝高僧伝』は国文学研究資料館鶴飼本（国文学研究資料館マイクロフィルム、請求記号：96-579-1-32）に拠った。

(3) 今回翻刻した箇所には『水鏡』『扶桑略記』を参照して執筆されたことが明らか記事は見られないが、巻一から巻十一までの検討により、『水鏡』と『扶桑略記』も『笠舎』の主要な典拠であることが判明している。

(4) 『今昔物語集』巻十一「鑑真和尚、從震旦渡朝伝戒律語第八」にも鑑真の死に際して山に香が満ちたとの記事があるが、諸本の当該箇所には「然ル間、天平宝字七年ト云フ年ノ五月ノ六日、和尚、面ヲ西ニ向テ結跏

趺座シテ失給ヒニケリ。其 []。然レバ []ノ後、葬シケル時ニ、穢キ香、山ニ []と欠字があつて意味が取り辛い。また『唐大和上東征伝』にも「至於闍維香氣満山（闍維に至りて、香氣山に満つ）」とある。しかし、『笠舎』は香が「山谷に」満ちるとすることから、『元亨釈書』もしくは『本朝高僧伝』が典拠である可能性が高い。

〔付記〕

本稿の執筆にあたり、『笠舎』の翻刻を許可して下さった名古屋大学附属図書館に厚く御礼申し上げます。

なお、本稿は JSPS 科研費（21K12933）の成果の一部である。

（くもおか あずな・京都産業大学准教授）